

高萩市創生奨学金返還支援補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、本市への定住・移住を促進するため、高校や大学等在学期間中に奨学金を受け、卒業後に本市に居住し就業している者に対し、奨学金の返還に要する経費の一部を予算の範囲内において高萩市創生奨学金返還支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、高萩市補助金等交付に関する規則（平成19年高萩市規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象奨学金)

第2条 補助金の交付の対象となる奨学金（以下「奨学金」という。）は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 独立行政法人日本学生支援機構奨学金（第一種、第二種）
- (2) 茨城県奨学資金
- (3) 母子・父子・寡婦福祉資金（修学資金に限る）
- (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が別に定める奨学金

(補助対象者)

第3条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 補助金の交付を申請する年度の末日まで継続して本市に住民登録があり、現に居住している者
- (2) 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する高校等程度以上の学校（以下「教育機関」という。）を卒業し、在学期間中に

前条に規定する奨学金の貸与を受けた者

(3) 就業しており、次のいずれかに該当する者

ア 常時雇用される者（雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者に限る。）

イ 個人で農業その他事業を営む者又はその事業専従者（所得税方（昭和40年法律第33号）第57条第3項に規定する事業専従者をいう。）

(4) 補助金の交付申請時において、奨学金の借入が終了し、補助金の交付を申請する年度内に奨学金の返還を開始する新規学卒者

(5) 本市及び従前の居住地において市税等の滞納がない者

(6) 高萩市暴力団排除条例（平成23年高萩市条例第22号）第2条第2号に規定する暴力団員（以下同じ。）又は同条第3号に規定する暴力団員等若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しない者

（補助金の額）

第4条 補助金の額は、予算の範囲内で、補助金の交付を申請する年度内に返還した奨学金の額（以下「返還金額」という。）とし、年額20万円を限度とする。ただし、申請書受付後の繰上げ返還等により増額した金額は、返還金額に含めないものとする。

（補助対象期間）

第5条 補助対象期間は、最初に奨学金の返還を開始した月から起算して5年を限度とする。ただし、補助金の交付を受けている者が第3条に規定する要件を満たさなくなった場合は、その事由が発生し

た日以降の期間は、補助対象としないものとする。この場合において、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(補助金の交付申請)

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、高萩市創生奨学金返還支援補助金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に申請しなければならない。

- (1) 申請者の住民票の写し
- (2) 申請者の納税証明書
- (3) 奨学金貸与機関が発行する奨学金の貸与を証するもの
- (4) 申請日が属する年度内に返還すべき奨学金の返還金額を証するもの
- (5) 奨学金の借入残額を証するもの
- (6) 申請者が教育機関を卒業したことを証するもの
- (7) 申請者が就業していることを証するもの（就業証明書等）
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項第1号及び第2号の書類は、市長が当該事項について公簿等により確認できる場合は、省略させることができる。

3 交付申請の時期は、交付申請する最初の年度を除き、原則として毎年度4月とする。

4 補助金の交付決定を受けた者（以下「受給者」という。）は、交付決定の通知を受けた後において、申請内容に変更が生じたときは、高萩市創生奨学金返還支援補助金変更申請書（様式第2号）により、

速やかに変更を申請しなければならない。

(交付の決定等)

第7条 市長は、前条第1項の規定による申請があったときは、これを審査し、交付の可否を決定し、高萩市創生奨学金返還支援補助金交付決定（申請却下）通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前条第4項の規定による変更申請があったときは、これを審査し、変更の可否を決定し、高萩市創生奨学金返還支援補助金変更交付決定（申請却下）通知書（様式第4号）により申請者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 受給者は、補助金の交付決定を受けた年度内に返還すべき奨学金を全て返還したときは、返還が完了してから起算して20日以内に、高萩市創生奨学金返還支援補助金交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添付して、市長に請求しなければならない。

- (1) 受給者の住民票の写し
- (2) 受給者の納税証明書
- (3) 奨学金の返還の事実を証するもの
- (4) 受給者が就業していることを証するもの（就業証明書等）
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

2 前項第1号及び第2号の書類は、市長が当該事項について公簿等により確認できる場合は、省略させることができる。

(補助金の交付)

第9条 市長は、前条第1項の規定による請求があったときは、これを審査し、適当と認めた場合は、速やかに補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第10条 市長は、第3条各号のいずれかの要件に該当しなくなったと認めるとき、又は受給者が偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたと認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、高萩市創生奨学金返還支援補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により通知するものとする。

(補助金の返還)

第11条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消に係る補助金が既に交付されているときは、その返還を命ずるものとし、高萩市創生奨学金返還支援補助金返還命令書（様式第7号）により通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この告示は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。

経過措置

この要綱による改正前の高萩市創生奨学金返還支援補助金交付要綱

の規定によってなされた手続その他の処分については、なお従前の例による。